

- ※ 年度の途中で**予算の上限に達した場合は補助金の交付はできません。**
- ※ 補助金の詳細については、要綱など**事前にホームページ等で確認**をお願いします。
- ※ 本補助金は本市への移住や二地域居住を検討している方向けです。**観光目的等では利用できません。**

佐久市移住検討者滞在費補助金

「佐久市移住検討者滞在費補助金」とは

対象者：佐久市への移住や二地域居住を検討している方

補助対象：上記の方が、仕事探しや住居探し目的等で佐久市に滞在する際にかかる経費の一部

利用限度：最大で通算6日分

※過去に利用したことがある方は、過去の利用分も含めて6日が利用限度です

補助対象期間：令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

※GW期間(4/27~5/6)、年末年始(12/28~1/5)は補助対象期間外です

補助対象と補助額

補助対象	補助額(利用限度)
レンタカー代 ※カーシェアも利用可能	実費の1/2以内・上限¥3,000/日(6日分まで)
新幹線乗車券(当市を発着するものに限る) ※ローカル線は対象外	実費の1/2以内・上限¥10,000/人・日(4人・6日分まで)
高速バス乗車券	実費の1/2以内・上限¥5,000/人・日(4人・6日分まで)
高速道路利用料金	実費の1/2以内・上限¥10,000/日(6日分まで)
タクシー乗車料金	実費の1/2以内・上限¥3,000/日(6日分まで)
宿泊費 ※「佐久市内」であればどこでも可	実費の1/2以内・上限¥4,000/人・泊(4人・5泊分まで)
一時保育サービス利用費 ※「佐久市内」であればどこでも可	実費の1/2以内・上限¥2,000/人・日(子ども3人・6日分まで)

申請の流れ

凡例

利用者

佐久市

1 申込

申込(5開庁日前まで)

申込書・活動計画書・
住民票の写し(申込者全員分)を提出

審査

通知

受理(不受理)通知書を送付

2 市内での活動(受理后)

活動計画書に沿って活動

3 申請・請求

申請

申請書兼実績報告
書を提出

審査

通知

交付決定兼確定
通知書を送付

請求

請求書・アン
ケートを提出

支払

お問い合わせ先

佐久市 企画部 移住交流推進課

TEL：0267-62-3283(直通)

Mail：kouryu@city.saku.nagano.jp

